

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第72号

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																												
<p>(保健福祉部の分課及びその分掌事務)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 健康国保課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>健康予防担当の分掌事務</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>[略]</p> <p>4～6 [略]</p> <p>7 子ども子育て支援課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>少子化・子育て支援担当の分掌事務</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>8 [略]</p> <p>別表第11 附属機関（第77条関係）</p> <p>法律又はこれに基づく政令によるもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">岩手県社会福祉審議会</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">岩手県麻薬中毒審査会</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">岩手県子ども・子育て 会議</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所掌事務	[略]		岩手県社会福祉審議会	[略]	岩手県麻薬中毒審査会	[略]	[略]		岩手県子ども・子育て 会議	[略]	<p>(保健福祉部の分課及びその分掌事務)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 健康国保課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>健康予防担当の分掌事務</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p><u>(11) 指定難病審査会に関すること。</u></p> <p>[略]</p> <p>4～6 [略]</p> <p>7 子ども子育て支援課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>少子化・子育て支援担当の分掌事務</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p><u>(12) 小児慢性特定疾病審査会に関すること。</u></p> <p>8 [略]</p> <p>別表第11 附属機関（第77条関係）</p> <p>法律又はこれに基づく政令によるもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">岩手県社会福祉審議会</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">岩手県指定難病審査会</td> <td style="text-align: center;"><u>難病の患者に対する医療等に關する法律（平成26年法律第50号）第7条第2項の規定による指定難病の患者が特定医療を受けるための支給認定をしないこととするこ</u> <u>とについての審査に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">岩手県麻薬中毒審査会</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">岩手県子ども・子育て 会議</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">岩手県小児慢性特定疾 病審査会</td> <td style="text-align: center;"><u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第4項の規定による小児慢性特定疾病児童等が</u></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所掌事務	[略]		岩手県社会福祉審議会	[略]	岩手県指定難病審査会	<u>難病の患者に対する医療等に關する法律（平成26年法律第50号）第7条第2項の規定による指定難病の患者が特定医療を受けるための支給認定をしないこととするこ</u> <u>とについての審査に関すること。</u>	岩手県麻薬中毒審査会	[略]	[略]		岩手県子ども・子育て 会議	[略]	岩手県小児慢性特定疾 病審査会	<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第4項の規定による小児慢性特定疾病児童等が</u>
名 称	所掌事務																												
[略]																													
岩手県社会福祉審議会	[略]																												
岩手県麻薬中毒審査会	[略]																												
[略]																													
岩手県子ども・子育て 会議	[略]																												
名 称	所掌事務																												
[略]																													
岩手県社会福祉審議会	[略]																												
岩手県指定難病審査会	<u>難病の患者に対する医療等に關する法律（平成26年法律第50号）第7条第2項の規定による指定難病の患者が特定医療を受けるための支給認定をしないこととするこ</u> <u>とについての審査に関すること。</u>																												
岩手県麻薬中毒審査会	[略]																												
[略]																													
岩手県子ども・子育て 会議	[略]																												
岩手県小児慢性特定疾 病審査会	<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第4項の規定による小児慢性特定疾病児童等が</u>																												

岩手県医療審議会	[略]
[略]	

条例によるもの

名 称	所掌事務
[略]	
岩手県障害者介護給付費等不服審査会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第98条第1項（ <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の5の5第2項</u> において準用する場合を含む。）の規定による市町村の介護給付費等に係る処分に対する不服の審査に関すること。
[略]	

	<u>小児慢性特定疾病医療支援を受けるための医療費支給認定をしないこととすることについての審査に関すること。</u>
岩手県医療審議会	[略]
[略]	

条例によるもの

名 称	所掌事務
[略]	
岩手県障害者介護給付費等不服審査会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第98条第1項（ <u>児童福祉法第56条の5の5第2項</u> において準用する場合を含む。）の規定による市町村の介護給付費等に係る処分に対する不服の審査に関すること。
[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。